

# 診療報酬明細書等開示依頼書（遺族用）

大阪港湾健康保険組合理事長 殿

令和 年 月 日 提出

受付整理番号 \_\_\_\_\_

依頼者欄	氏名	(フリガナ)..... ⑩	男・女	昭和 平成	年 月 日生
	住所	〒 _____ (電話) _____			
	受診者との関係 開示(交付)の方法	1. 遺族 2 法定代理人 3 任意代理人		窓口交付による開示実施希望日 令和 年 月 日	
	*遺族の氏名および 生年月日	(フリガナ).....	昭和 平成 令和	年 月 日生	
	保険医療機関等 に開示についての意見 を照会し、又は開示した 旨を保険医療機関等へ 連絡することについて 同意されますか				はい ・ いいえ
開示することは被 保険者等の生前の意 思や名誉との関係で 問題がありますか (開示を求める特別 な理由があれば記載 してください)				はい ・ いいえ	

- ※「氏名」欄は、必ず請求者本人が署名してください。  
なお、本人確認書類に印鑑登録証明書を提出する場合のみ登録されている印を押印してください。  
(その他の場合は、押印の必要はありません。)
- ※「住所」欄は、請求者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番アパート名等まで詳しく記入してください。
- ※ \*イ欄は、依頼者が遺族の法定代理人又は委任を受けた任意代理人の場合のみ記入してください。

次のとおり診療報酬明細書等の開示(交付)を依頼します

受診者欄	氏名	(フリガナ).....	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日生
	住所	〒 _____ (電話) _____			
	診療時における被 保険者証の記号番号	被保険者・被扶 養者の別	*被扶養者である 場合については被 保険者の氏名及 び生年月日		
	_____	1.被保険者 2.被 扶養者	氏名:	年 月 日生	
*被保険者証の記 号番号が不明の 場合のみ記入し てください	事業所名:	所在地:			

- ※受診当時の氏名を記入してください。
- ※所在地は、市区町村名まで記入してください。

診療年月	診療報酬明細書等区分				
年 月診療分	1. 医科入院 (保険医療機関等名)	2. 医科入院外	3. 歯科	4. 調剤	5. その他 (所在地)
年 月診療分	1. 医科入院 (保険医療機関等名)	2. 医科入院外	3. 歯科	4. 調剤	5. その他 (所在地)
年 月診療分	1. 医科入院 (保険医療機関等名)	2. 医科入院外	3. 歯科	4. 調剤	5. その他 (所在地)
年 月診療分	1. 医科入院 (保険医療機関等名)	2. 医科入院外	3. 歯科	4. 調剤	5. その他 (所在地)

※所在地は、市区町村名まで記入してください。

受領者(請求者)署名

受付日印

.....  
※受領の際にご記入ください。

※以下の各欄は記入する必要がありません。

A 依頼者の本人 確認書類	1. 運転免許証 2. 健康保険被保険者証 3. 船員保険被保険者証 4. 国民健康保険被保険者証 5. 共済組合員証 6. 外国人登録証明書 7. 住民基本台帳カード 8. 旅券 (パスポート) 9. 年金手帳 (年金証書) 10. 共済年金証書 11. 恩給証書 12. その他 ( )
---------------------	--

B 法定代理人の 確認書類	1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 3. 登記事項証明書 4. 家庭裁判所の証明書 5. その他 ( )
---------------------	---

C 任意代理人の 確認書類	1. 被保険者又は被扶養者本人の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる 「委任状」 2. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書
---------------------	--

\*Cの書類は、2点とも必要。

D 本人 (受診者) 死亡・遺族特定 の確認書類	1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 (除票) 3. 死亡診断書 4. その他 ( )
-----------------------------------	---

診 療 報 酬 明 細 書 等 摘 要 欄					
整理番号					
				総枚数	枚

## 診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ（遺族用）

健康保険組合においては、遺族からの診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認したうえで開示しているところであります。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

### 1. 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 被保険者及び被扶養者が死亡している場合は、当該被保険者及び被扶養者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（祖父母、孫）
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方から診療報酬明細書等の開示依頼をすることにつき委任を受けた代理人（任意代理人）

### 2. 開示依頼に当たって必要な書類等

健康保険組合へは、必ず、開示依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きしてください。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書（遺族用）
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおり）

※窓口における開示依頼の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。

### 3. 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼を行う方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

### 4. 保険医療機関等への照会及び連絡

診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。

また診療報酬明細書等が医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。

なお、同意が得られていない場合で診療報酬明細書等が医師の個人情報となるときは、不開示決定されることとなります。

### 5. 診療内容に係わる照会

健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはおこたえできませんのでご了承ください。

### 6. 開示（交付）の事務処理

- (1) 開示依頼書を受理した日から開示（交付）までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1カ月程度要します。
- (2) 開示（交付）方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

### 7. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。
- (3) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

## 「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際 開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類

健康保険被保険者証、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

### 【上記以外に必要な書類】

#### 開示依頼をされる方が、遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）

- ・遺族の場合は、上記1、2のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）  
(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

#### 開示依頼をされる方が、遺族でかつ未成年者又は成年後見人である場合における 法定代理人の場合

- ・遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）  
(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票 (3)登記事項証明書 (4)家庭裁判所の証明書  
(5)その他法定代理人関係を確認し得る書類
- ・遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）  
(1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

#### 開示依頼をされる方が、遺族が開示依頼をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）の場合

- ・任意代理人の本人確認は、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族から診療報酬明細書等の開示依頼に関する委任があることを確認すること。
  - ア．遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼にかかる「委任状」
  - イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

※郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)を提出していただくことにより確認することとなります。